

吉岡町第三保育園保護者会規約

- 第1条 本会は、吉岡町第三保育園保護者会という。
- 第2条 本会の事務局を吉岡町第三保育園内におく。
- 第3条 本会は、吉岡町第三保育園の保育活動に全面的に協力し、その健やかな成長・発展・向上を図ると共に、児童福祉施設としての使命達成に協力することをもって目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成する為、次の事業を行う。
- (1) 保育上の意見交換。
 - (2) 会員相互の親睦ならびに教育、見識を高めるための研究会、講習会、講演会等を開催。又、園児の保健、衛生、福利に関する事業、その他必要と認めた事業。
- 第5条 本会は、次の会員をもって組織する。
- (1) 本保育園に入園児童の保護者
 - (2) 本保育園職員
- 第6条 本会に、次の役員をおく。
- | | | | |
|----|----|-----|----|
| 会長 | 1名 | 副会長 | 1名 |
| 書記 | 3名 | 会計 | 3名 |
| 監査 | 2名 | | |
- 第7条 役員の仕事は、次の通りである。
- (1) 会長は、会を代表し、会務を総括し総会・役員会を招集する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
 - (3) 書記は、庶務を司る。
 - (4) 会計は、会計事務を担当し、年度末総会において会計監査を得た決算を報告する。
- 第8条 役員は、総会において選任する。役員の仕事は1年とする。但し再任を妨げない。
- 第9条 総会は、年1回とし、役員選出、年度計画、決算報告その他重要事項を審議する。但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 第10条 総会は、全会員の過半数以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。
- 第11条 役員会は、必要に応じて開催し、会務その他について協議する。
- 第12条 本会の経費は、会費その他をもってこれにあてる。
- 第13条 会費は、園児1人・月300円とする。
- 第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附則

本規約は、平成28年4月1日をもって施行する。